

奈良県告示第百四十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十四年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

登録番号 (奈良県)	肥料の種類	肥料の名稱	保証成分量(%)	規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
登録番号 (奈良県)	肥料の種類	肥料の名稱	保証成分量(%)	規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
号 第七六四	蒸製毛粉	混合有機質肥料	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	公定規格 のとおり	平成二十 七年一月 二十四日	鳥山孝宣 橿原市四分町 二八六番地の 三
号 第六五二	混合有機質肥料	混合有機質肥料 1	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	公定規格 のとおり	平成二十 七年一月 二十四日	鳥山孝宣 橿原市四分町 二八六番地の 三
号 第七六四	蒸製毛粉 8・0蒸	混合有機質肥料 1	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	公定規格 のとおり	平成二十 七年一月 二十四日	鳥山孝宣 橿原市四分町 二八六番地の 三
号 第六五二	混合有機質肥料	混合有機質肥料 1	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	公定規格 のとおり	平成二十 七年一月 二十四日	鳥山孝宣 橿原市四分町 二八六番地の 三
号 第七六四	蒸製毛粉 8・0蒸	混合有機質肥料 1	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	公定規格 のとおり	平成二十 七年一月 二十四日	鳥山孝宣 橿原市四分町 二八六番地の 三
号 第六五二	混合有機質肥料	混合有機質肥料 1	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	公定規格 のとおり	平成二十 七年一月 二十四日	鳥山孝宣 橿原市四分町 二八六番地の 三
号 第七六四	蒸製毛粉 8・0蒸	混合有機質肥料 1	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	公定規格 のとおり	平成二十 七年一月 二十四日	鳥山孝宣 橿原市四分町 二八六番地の 三